

財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

- ・ 青梅市より、青梅市自立センターおよび青梅市しろまえ児童学園は平成26年4月1日より5年間
青梅市沢井保健福祉センターおよび青梅市小曾木保健福祉センターは平成23年4月1日より5年間の
指定管理者の指定を受けています。

2 重要な会計の方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 有価証券は所有していません。

(2) 固定資産の減価償却方法

- ・ 建物並びに器具及び備品 ー 定額法
- ・ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法による。

ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引等小額の

リース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の
会計処理に準じて取り扱うものとします。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 全事協退職年金共済引当金・・・年金共済掛金の事業主負担分を計上します。

3 重要な会計方針の変更

- ・ 平成26年度より、社会福祉法人会計基準(平成23年7月23日雇児発・社援発・老発0727第1)
を適用しました。

4 法人で採用する退職給付制度

- ・ 当法人の退職給付制度は、職員退職手当支給規程(規程第12号)に基づき支給します。
なお、独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度に加入し、福祉医療機構からの支給額
との差額を退職金として支給します。

5 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は以下のとおりとなっています。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 自立センター拠点・地域保健福祉センター拠点におけるサービス区分別明細書(別紙3、別紙4)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点(社会福祉事業)
 - イ 自立センター拠点(社会福祉事業)
 - ① 生活介護事業サービス区分
 - ② 就労移行支援事業サービス区分
 - ③ 就労継続支援B型事業サービス区分
 - ウ しろまえ児童学園拠点(社会福祉事業)
 - エ 地域保健福祉センター拠点(公益事業)
 - ① 沢井保健福祉センターサービス区分
 - ② 小曾木保健福祉センターサービス区分
 - オ 収益事業拠点(収益事業)